

介護職員等特定処遇改善加算算定に関する取り組みについて

1. 処遇改善加算の算定状況

算定区分：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

（法人の全ての特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター）

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修や介護支援専門員受験対策講座等の費用の支援 ・各施設の委員会での勉強会の実施 （介護技術の向上、感染症対策の強化等）
	その他：中堅職員研修・リーダー育成のための研修の実施	各階層別に対象となる職員を選抜し、外部講師による育成を実施している。
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	リフト浴、電動ベッド（超低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝の職場ミーティングや定期的実施する職場会議を通して情報共有を図り、職場環境の改善に努めている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断の実施 ・ストレスチェックの実施 ・インフルエンザ予防接種の実施 ・職員相談窓口（相談担当職員による）の設置
	その他：ノー残業デーの推進	毎週水曜日をノー残業デーとし、業務にメリハリを付け、心身の健康維持に努めている。
そ の 他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	職員が見える場所に基本理念を掲示している。会議、ミーティング等で基本理念を唱和し、共有を図っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障がい者個人の状況に合わせた業務プログラムで、無理のない業務を行っている。障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を上回る障がい者を雇用している。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員を対象とした正規職員への登用試験を定期的実施している。